

## 釧路十勝海区漁業調整委員会指示第1号

けがに資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

ただし、漁業法第36条に基づく農林水産大臣の許可を受けて漁業を営む場合、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号。以下「規則」という。）第5条第1項第18号の規定により北海道知事の許可を受けて漁業を営む場合及び規則第52条の規定により北海道知事の許可を受けてけがにを採捕する場合は、この限りではない。

令和5年12月7日

釧路十勝海区漁業調整委員会  
会長 川崎 一好



### 1 指示海域

次の基点第1号と点1及び点2を順に結ぶ線及び点2から162度30分の線と広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線との間における釧路及び十勝総合振興局管内沖合海域

基点第1号 根室市と浜中町の境界線と最大高潮時海岸線との交点

点1 基点第1号から179度26分、100メートルの点

点2 点1から181度40分、7,000メートルの点

### 2 指示期間

令和6年1月1日から令和6年12月31日まで

### 3 指示内容

甲長8センチメートル以上のがいの雄が採捕されたときは、できる限り損傷しないように速やかに海中に戻さなければならない。